

千歳市スポーツ少年団登録について

--日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団--

■登録する年の4月1日現在満3歳以上、指導者は、登録する年の4月1日現在満20歳以上で公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者と定めています。

また、年ごとに登録が必要です。(メンバーシップ制)

■原則として団員10名以上と指導者2名以上となります。

また、20歳以上の指導者、役員又はスタッフ2名以上の登録を必須とし、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだもの(2019年度にスポーツ少年団認定育成員認定員の資格を保有していた者又はスタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者としなければなりません。

■新規登録の単位団については、20歳以上の指導者、役員又はスタッフが2名以上登録し、年度内に必ず2名以上がスポーツ少年団の理念(ジュニア・ユース)を学んだ者として資格を取得しなければなりません。

■単位団の活動は地域に根ざした活動を基本とします。団員はその地域を生活行動範囲内とする。また、できるかぎり地域のスポーツ少年団に加入することが望ましい。

ただし、団員の生活行動範囲に希望する競技種目の単位団がない場合は、特例的に近隣管内の単位団に登録することを認めますが、**勝利至上主義の考え方による登録は認めません。**

■登録料団員600円/人 指導者1,200円/人 役職員・スタッフ1,200円/人

Web登録・承認後、支払依頼書を確認のうえ指定金融機関へお支払いください。

また、詳細については北海道スポーツ協会のwebサイト(少年団登録について)を参照願います。 [://www.japan-sports.or.jp/club/tabid269.html](http://www.japan-sports.or.jp/club/tabid269.html)

登録に関する注意事項

■千歳市スポーツ少年団に他市町村の団員が加入の場合、市外在住者の団員が過半数に達している場合は登録できません。基本的に千歳市民を対象とします。

■団員は活動競技・種目により地域の子供の人数の実情により、10名未満でも登録可能。

※10名未満の登録となる団につきましては、登録前に千歳市スポーツ少年団へご連絡ください。

■体育施設利用目的及び営利目的の為の登録はできません。

■千歳市スポーツ少年団の登録期間は4月1日～6月30日(追加登録を含む)

(ただし、5月中旬から6月中旬まで、スポーツ少年団事務局の確認作業及び問合せ等は、JALマラソン業務のため休止します。ただしWeb登録は随時申請可能です。)

〒066-0046 北海道千歳市真町176番地 千歳スポーツセンター内

千歳市スポーツ少年団本部事務局 (スポーツ協会振興課)

TEL 0123-22-4150 fax 0123-24-2320

Mail syounendan@chitose-taikyo.or.jp